変　更　後	変　更　前
4　この規約において「豆みそ」とは、みそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「豆こうじ」という。）に食塩を混合したものをいう。	4　この規約において「豆みそ」とは、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「豆こうじ」という。）に食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
5　この規約において「調合みそ」とは、みそのうち、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等、米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のものをいう。	5　この規約において「調合みそ」とは、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等、米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のみそをいう。
6～8　（略）	6～8　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　みその表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約において「みそ」とは、次に掲げるものであって、半固体状のものをいう。 (1)　大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを加えたもの又は大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものを加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させたもの (2)　(1)に砂糖類（砂糖、糖みつ及び糖類をいう。）、風味原料（かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚醤（ぎょしょう）油、たん白加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品をいう。）等を加えたもの	（定義） **第２条**　この規約において「みそ」とは、大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを加えたもの又は大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものを加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
2　この規約において「米みそ」とは、みそのうち、大豆（脱脂加工大豆を除く。以下同じ。）を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものをいう。	2　この規約において「米みそ」とは、大豆（脱脂加工大豆を除く。以下同じ。）を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
3　この規約において「麦みそ」とは、みそのうち、大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「麦こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものをいう。	3　この規約において「麦みそ」とは、大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「麦こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
4　この規約において「豆みそ」とは、みそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「豆こうじ」という。）に食塩を混合したものをいう。	4　この規約において「豆みそ」とは、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「豆こうじ」という。）に食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。
5　この規約において「調合みそ」とは、みそのうち、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等、米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のものをいう。	5　この規約において「調合みそ」とは、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等、米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のみそをいう。
6・7　（略） （必要表示事項） **第３条**　事業者は、みその表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、みその容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1)～(7)　（略） 2　（略）	6～8　（略） （必要表示事項） **第３条**　事業者は、みその表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、みその容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 (1)～(7)　（略） 2　（略）

附　則

一　この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　前項の規定にかかわらず、施行の日から平成二十五年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○公正取引委員会告示第八号
消費者庁告示第二十七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第二十七号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月七日

公正取引委員会委員長代理委員　濵田　道代
消費者庁長官　阿南　久

一　一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会（会長　松香　光夫）の申請に係るローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十四年十月十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

ローヤルゼリー生産販売業、製造販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。